

令和7年1月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年12月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	71 トン	29 トン
		100 トン	71 トン	29 トン
3	クリーム	66 トン	31 トン	35 トン
		40 トン	15 トン	25 トン
4	粉乳類	22,479 トン	21,301 トン	1,178 トン
		19,052 トン	16,590 トン	2,462 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	786 トン	1,209 トン
		1,996 トン	786 トン	1,210 トン
6	加糖れん乳	30 トン	134 トン	超過済
		30 トン	19 トン	11 トン
7	ヨーグルト	13 トン	11 トン	2 トン
		13 トン	11 トン	2 トン
8	バターミルク	18 トン	20 トン	超過済
		18 トン	20 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	36,892 トン	15,932 トン
		43,262 トン	27,520 トン	15,742 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	4,025 トン	7,693 トン
		5,441 トン	2,385 トン	3,056 トン
11	バター	15,620 トン	12,577 トン	3,043 トン
		12,207 トン	10,843 トン	1,364 トン
12	豆類	74,764 トン	50,297 トン	24,467 トン
		33,610 トン	24,215 トン	9,395 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	3,989,511 トン	1,442,521 トン
		5,028,748 トン	3,759,921 トン	1,268,827 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	891,579 トン	374,900 トン
		171,683 トン	126,020 トン	45,663 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	547,896 トン	460,084 トン
		1,007,980 トン	547,896 トン	460,084 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	2,482 トン	1,058 トン
		3,465 トン	2,279 トン	1,186 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	12,814 トン	超過済
		8,521 トン	10,740 トン	超過済
17	マニオカでん粉	156,823 トン	79,578 トン	77,245 トン
		156,113 トン	78,541 トン	77,572 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	13,610 トン	6,398 トン
		7,223 トン	13,610 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,601 トン	1,341 トン	260 トン
		1,458 トン	1,261 トン	197 トン
20	イヌリン	3,131 トン	1,382 トン	1,749 トン
		72 トン	61 トン	11 トン
21	落花生	32,326 トン	23,311 トン	9,015 トン
		18,405 トン	12,781 トン	5,624 トン
22	こんにゃく芋	189 トン	4 トン	185 トン
		189 トン	4 トン	185 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	3,924 トン	5,284 トン
		2,553 トン	991 トン	1,562 トン
24	でん粉調製品	667 トン	1,468 トン	超過済
		469 トン	736 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	1,428 トン	3,337 トン
		1,788 トン	591 トン	1,197 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	6,975 トン	10,457 トン
		1,942 トン	762 トン	1,180 トン
28	繭	2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
		2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
29	生糸	242 トン	114 トン	128 トン
		242 トン	114 トン	128 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。